

## 第49回大阪府環境審議会会議録

開 催 日 平成26年 6 月 19 日

開 催 場 所 プリムローズ大阪 2 階 「鳳凰」

## 第49回大阪府環境審議会

平成26年6月19日

**司会（岡野課長補佐）** 長らくお待たせをいたしました。定刻になりましたので、ただいまから、第49回大阪府環境審議会を開催させていただきます。

本日の司会を務めさせていただきますのは、環境農林水産部環境農林水産総務課の岡野でございます。どうかよろしく願いいたします。

皆様方には、大変お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、会議に先立ちまして、環境農林水産部長の石川から御挨拶を申し上げます。

**石川環境農林水産部長** 環境農林水産部長の石川でございます。

第49回大阪府環境審議会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。委員の皆様方には、御多忙のところ御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、平素から、環境行政をはじめ、府政の各般にわたり御支援、御協力を賜っておりますこと、重ねて御礼を申し上げます。

本日は、3件の諮問案件がございます。

1件目、「今後の温暖化対策について」でございます。大阪府では2014年、今年度を目標年次とする地球温暖化対策の実行計画に基づき、これまで実行できるよう進めてきておりますが、国におきまして新たな目標が表明されたことなどを踏まえ、今後の地球温暖化対策などのあり方について審議会の御意見を伺うものでございます。

2件目、「土砂の埋立て等の行為に係る規制のあり方について」でございます。山間部の谷地等への土砂の埋立て行為につきましても、その安全性を確保することを主目的とする法律、または条例がございません。本年2月には豊能町の民間の建設発生土受入地で土砂崩壊事故が発生いたしまして、住民生活に多大な影響があったところでございます。再発防止が求められるところでございまして、こうした状況を受け、土砂の埋立て等の行為に係る規制のあり方について御意見を賜りたいと考えております。

3件目、「自然環境保全条例に基づく緑地環境保全地域の指定について」でございます。豊能町の木代地区は隣接しております府立自然公園と一体的に良好な自然環境が残る地域でございます。しかし、土砂崩落事故の現場をはじめ、建設発生土受入地が複数存在しております。これらが拡大すれば、良好な宅地環境に影響を及ぼすことが考えら

れます。そこで、当該地域を自然環境保全条例に基づく緑地環境保全地域に指定することにつきまして、御意見を賜りたいと考えております。

次に、温泉部会、水質部会、環境・みどり活動促進部会、リサイクル製品認定部会から、それぞれ報告が1件ずつございます。各部会におかれましては、精力的に御審議、御検討いただきましたことに感謝を申し上げたいと思います。委員の皆様方におかれましては、忌憚のない御意見、御提言を賜りたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**司会（岡野課長補佐）** 次に、資料の確認をさせていただきます。

お手元に本日の議事次第、裏面に資料一覧、A4の縦の配席表。続きまして、審議会委員名簿、環境審議会条例、委員の皆様には出席確認票をお配りしております。交通費等の支払い手続きに際しまして、皆様の出席を確認できる書類が必要でございますので、お手数でございますが、お帰りの際に、これに記入いただいて、お席に置いていただきますようお願いいたします。

続きまして、本日追加で配付させていただいております資料について御説明いたします。資料1-1、資料2-1、資料3-1は、それぞれ本日諮問させていただく諮問文の写しでございます。追加資料といたしまして、資料3-2、「豊能町木代地区大阪府緑地環境保全地域指定書・保全計画書（案）」がございました。資料3-3、これはパワーポイントの説明資料の打ち出しでございます。資料8、建築物解体時の石綿飛散防止のための行動宣言。以上でございます。

その他の資料につきましては、事前に送付させていただいたものと同様でございます。不足等ございませんでしょうか。

続きまして、昨年11月に開催させていただきました第48回環境審議会以降に、新たに御就任いただいた委員の御紹介をさせていただきます。

同志社大学准教授の黒坂委員でございます。

**黒坂委員** 黒坂と申します。

**司会（岡野課長補佐）** 近畿大学教授の藤田委員でございます。

**藤田委員** 藤田でございます。よろしくお願い申し上げます。

**司会（岡野課長補佐）** ランドスケープデザイン事務所E.M.Iプロジェクト代表で、京都光華女子大学客員教授の二見委員でございます。

二見委員 よろしくお願いいたします。

司会（岡野課長補佐） 神戸大学名誉教授の森本委員でございます。

森本委員 森本でございます。よろしくお願いいたします。

司会（岡野課長補佐） 一般社団法人大阪府医師会理事の矢野委員でございます。

矢野委員 矢野でございます。よろしくお願いいたします。

司会（岡野課長補佐） なお、京都大学大学院准教授の島田委員、日本労働組合総連合会大阪府連合会女性委員会副委員長の徳永委員、大阪弁護士会の針原委員でございますけれども、本日は所用のため御欠席でございます。

続きまして、笹川委員でございます。

笹川委員 よろしくお願いいたします。

司会（岡野課長補佐） 宮本委員でございます。

宮本委員 よろしくお願いします。

司会（岡野課長補佐） 大橋委員でございます。

大橋委員 よろしくお願いします。

司会（岡野課長補佐） 吉田委員でございます。

吉田委員 よろしくお願いします。

司会（岡野課長補佐） 柴谷委員でございます。

柴谷委員 よろしくお願いします。

司会（岡野課長補佐） その他の御出席の委員及び幹事の皆様につきましては、お手元にお配りしております配席表にお名前を記しておりますので、御紹介を省略させていただきます。

なお、本日の出席委員でございますが、委員定数43名のうち37名の方の御出席をいただいておりますので、大阪府環境審議会条例第5条第2項の規定に基づきまして、本審議会が成立いたしておりますことを御報告申し上げます。

それでは、ただいまから議事に入りたいと存じます。

まず最初に、本審議会の会長の選任でございます。

会長選任までの間につきましては、事務局で進行させていただきますので、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

お手元にお配りしております大阪府環境審議会条例の第2条第2項にありますように、

学識経験のある者とする委員は、任期が2カ年でありますため、本年6月1日付で新たに本審議会委員に御就任いただいております。

この後、初めての審議会の開催となりますので、条例第4条第1項の規定により、学識経験のある者として御就任いただいております委員皆様のうちから、選挙で会長を定めていただく必要がございます。

それでは、皆様にお諮りしたいと存じますけれども、どなたか御推薦はございませんでしょうか。

**益田委員** はい。

**司会（岡野課長補佐）** 益田委員、お願いします。

**益田委員** 御提案申し上げます。これまでの審議会でも会長職をお務めいただき、環境学や環境政策に御造詣の深い奥野委員に引き続き会長職をお願いしたらいかがでしょうか。御検討願います。

**司会（岡野課長補佐）** ただいま、益田委員から奥野委員の御推薦をいただきましたけれども、皆様、いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

**司会（岡野課長補佐）** ありがとうございます。

御承認いただけたということで、それでは、本審議会の会長として、奥野委員に引き続き御就任いただきたく存じます。

奥野会長、よろしくお願いいたします。

それでは、奥野会長には、お手数でございますが、会長席にお移りいただきますよう、お願いします。

会長のほうから一言、お願いいたします。

**奥野会長** 大阪府立大学の奥野でございます。

御指名でございますので、引き続き、よろしくお願ひしたいと思ひます。御協力、よろしくお願ひします。

**司会（岡野課長補佐）** 続きまして、環境審議会条例第4条第3項で、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理すると規定されておりますので、奥野会長には会長代理の指名をお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

奥野会長 会長代理につきましては、これまでお願いしてまいりました水野委員に、同様に受けていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

奥野会長 水野委員をお願いしたいと思います。

司会(岡野課長補佐) 水野会長代理、よろしく願いいたします。

会長代理には、お手数ですが、会長代理の席にお移りいただきますように、お願いいたします。

奥野会長 先生の一言を、覚悟のほどをよろしく。

水野会長代理 元大阪大学の水野でございます。

御指名ですので、謹んで務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

奥野会長 ということで2人で務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

司会(岡野課長補佐) 奥野会長、水野会長代理、よろしく願いいたします。

本日は、諮問事項が3件ございます。資料1-1、資料2-1、資料3-1、これによりまして、大阪府から環境審議会に諮問させていただきます。

部長から諮問文をお渡しさせていただきますので、しばらくお待ちください。

石川環境農林水産部長 私のほうから知事にかわりまして、諮問文をお渡しさせていただきます。

大阪府環境審議会会長様、大阪府知事。

今後の温暖化対策について、諮問。

標記について、貴審議会の意見を求めます。

大阪府環境審議会会長様、大阪府知事。

土砂の埋立て等の行為に係る規制のあり方について、諮問。

標記について、貴審議会の意見を求めます。

大阪府環境審議会会長様、大阪府知事。

自然環境保全条例に基づく緑地環境保全地域の指定について、諮問。

標記について、大阪府自然環境保全条例第16条第3項で準用する同条例第11条第4項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

以上でございます。

司会(岡野課長補佐) これ以降の議事につきましては、奥野会長をお願いしたいと思います

います。どうぞよろしくお願いいいたします。

**奥野会長** それでは、議事を進めさせていただきたいと思います。委員の皆様におかれましては、御協力、よろしくお願いいいたします。

4つの審議事項がありまして、報告事項が5つでございます。まず最初の諮問、今後の温暖化対策について事務局から説明をお願いいたします。

**西村地球環境課長** 地球環境課長の西村でございます。よろしくお願いいいたします。

それでは、「今後の温暖化対策につきまして」お手元の資料に従いまして御説明させていただきますと思います。

諮問関係の資料で資料1-1と横長のA3の1-2がございます。資料1-1は、先ほど石川部長より会長に手交させていただきました諮問文となっております。1-1の裏には説明文が記載されておりますが、諮問内容の説明に当たりまして1-2で御用意させていただきますので、A3の1-2で御説明したいと思っております。

1-2ですが、左上の国際的な動きを記載しております。諮問内容の今後の温暖化対策の大きな柱でございますのが、地球温暖化対策でございます。このことにつきまして、気候変動枠組条約の締約国会議（COP3）におきまして、日本は温室効果ガスを**2008**年から**2012**年の平均で、**1990**年比**6%**削減の義務を負ったところでございます。その後、数次にわたりCOPが開催されましたが、COP19におきまして、日本としましては、**2020**年の温室効果ガス削減目標を**2005**年比で**3.8%**削減することを表明したところでございます。ただ、この目標に当たりましては、原発稼働による削減効果は見込まれておりません。

次に、国の動向を記載させていただいております。左下の3つ目を御覧いただきたいと思います。2013年5月、国に地球温暖化対策計画の策定を義務づける法律の改正が行われましたが、計画は現在も未策定の状態となっております。

1つ下でございますが、温暖化対策のもう一つの柱でございますヒート関係につきまして記載しております。国におきましては、2013年7月にヒートアイランド対策大綱が改定されまして、従来からの取り組みでございます「人工排熱の低減」や「地表面被覆の改善」「都市形態の改善」「ライフスタイルの改善」の4つの柱がございましたが、このときに人の健康への影響を軽減する適応策の推進が追加されたところでございます。

こうした国や国際的な動きに対しまして、中ほどには大阪府の計画等を記載させてい

ただいております。大阪府におきましては、地球温暖化対策といたしまして「大阪府地球温暖化対策実行計画」を策定いたしまして、今年度末までを計画期間としまして、目標を**2014年度**の温室効果ガス排出量を**1990年度**から**15%**削減することとし、削減対策を推進してるところでございます。ただ、この計画を策定しました段階では、原発事故の影響から、**2014年度**の電源構成の将来設定が困難であったために、電力の排出係数、使用電力量あたりのCO<sub>2</sub>の排出量を算定したものでございますが、この排出係数を**2008年度**で固定した上で評価する形をとらせていただいております。

この点でございますが、最近の大阪府の温室効果ガスの排出状況につきましては、右上のグラフで示しております。

最新のデータは**2011年度**で、**2008年度**の電力の排出係数で算定した場合でございますが、**1990年度**比で**16.2%**の削減となっております。計画目標の**15%**削減を達成している状況でございます。

火力発電の稼働影響を含めました**2011年度**の電力の排出係数で改めて算定した場合でございますが、それは**1990年度**比で**6.7%**削減という状況でございます。

その下のグラフでは、大阪府域におきます部門別の二酸化炭素排出量の**1990年度**と**2011年度**を比較して表示しております。業務部門、家庭部門とも約**20%**増加しております。こういった部門での削減対策を推進する必要があると考えてるところでございます。

ヒートアイランド対策としましては、大阪府ヒートアイランド対策推進計画を**2004年**6月に策定しまして、**2025年**までに住宅地の夏の熱帯夜数を、**1998年**から**2002年**の5年平均より3割減らすことを目標に対策を推進しているところでございます。ただ、この目標につきましては、地球温暖化による気温影響を除いて評価することにしております。

この点につきまして、また右の方のグラフを御覧ください。最近の熱帯夜数の状況につきましてお示しをしております。このグラフは大阪市、豊中市、枚方市の各都市における5年移動平均です。これは当該年及びその前後の2カ年、合わせて5年を含めた平均値をとったものでございます。**2011年**は**2000年**に比べて約1割の減少という状況になっております。

たびたび申しわけありません。資料の中ほどに、また戻っていただきたいと思っております。

これ以外にも、その他の府の計画といたしましては、おおさかエネルギー地産地消推

進プランを今年の3月に策定しまして、太陽光発電等の導入を推進しております。また、条例に伴う施策としましては、大阪府温暖化防止等に関する条例を2006年から施行しまして、エネルギーの多量に消費する事業者に対しまして、温室効果ガスの削減につきまして、対策計画書や自主的報告書の届け出を義務づけたり、また事業者への立入調査などを規定してるところでございます。また、最近の条例改正では、多量消費事業者への電力の需要の平準化の取り組みの促進でありますとか、また建物関係で、建築主に再生可能エネルギー利用設備の導入検討、また省エネルギー基準の適合義務の規定等を追加したところがございます。

最後に、検討内容とスケジュールといたしまして、国によります地球温暖化対策の目標が表明されたこと等を踏まえまして、国の動向を注視しながら、引き続き地域特性に応じた対策を着実に推進していく必要があることから、大阪府における今後の地球温暖化対策、ヒートアイランド対策のあり方につきまして審議会の御意見を求めるものでございます。

検討スケジュール案でございますが、本日御諮問させていただいたことにつきましては、検討に当たっては専門部会で集中的に御審議いただき、11月の本審議会での部会報告、御答申をいただければと今考えてるところでございます。

その後、大阪府におきましては、地球温暖化対策実行計画の改定案及びヒートアイランド対策推進計画の改定案を策定いたしまして、パブリックコメントを実施した上で、今年度末に改定計画の公表等を行いたいと考えてるところでございます。

説明は、以上でございます。

**奥野会長** ただいまの諮問に関する説明について、何か御質問、あるいはコメントはございませんでしょうか。

今後の温暖化対策を府として考えていきたいということで、知事さんに対する答申でございますが、何かございませんですか。よろしいでしょうか。

最後に説明がありましたように、11月に答申してほしいということですので、普通ですと専門部会を設けて、そこで集中的に専門に議論していただくことが必要になるんですが、実は、この審議会で温暖化対策部会を既に持っております。そこをお願いすることにして、新しい別の部会をつくらないという御提案をしたいと、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**奥野会長** では、すみませんが、温暖化対策部会が既にありますので、11月までに報告できるようにお願いします、そこをお願いしたいと思います。

1つ目の諮問については、温暖化対策専門部会で御議論いただくということをお願いします。

2つ目の審議事項で、「土砂の埋立て等の行為に係る規制のあり方について」、これについて諮問でございます。内容ついて事務局をお願いいたします。

**南部環境農林水産総務課長** 環境農林水産総務課の南部でございます。

私から、「土砂の埋立て等の行為に係る規制のあり方について」を御説明させていただきたいと思います。

資料は2-1、2-2、2-3でございますが、資料2-1は諮問文、その裏に説明資料をつけてございます。資料2-2、A3の用紙で説明させていただきますので、それを御覧ください。

まず、この諮問に至る現状と背景でございます。左肩の部分でございますが、いわゆる建設工事に伴いまして発生する建設発生土につきましては、基本的には発生現場内で再利用する。それができない場合は、近郊の工事で流用して、できるだけ有効利用することが原則でございますが、どうしても時期が合わない場合がありますとか、土質が悪いという場合、いわゆる残土処分地へ排出されております。

大阪府では、大阪湾フェニックスでありますとか、阪南2区といった公的な受入地がございますが、一部民間の残土処分場といったものもございます。現状では、そういった残土処分を含めた土砂の埋立て行為を規制する府域統一的なルールがございません。府内で、これは私どもが調べた結果ですが、500平米以上の土砂を埋立てる行為が約30件ぐらい散見されてございます。一部では、無秩序に積み上げられる事案等もございます。

それから、2月25日に豊能町木代におきまして、土砂の大規模な崩落事故が発生いたしました。これは民間の残土処分地から土砂が崩落して、下流の府道や、農地に土砂が大量に堆積したところでございます。府道の復旧について、まだまだ時間がかかるころでございます。一たびこういうことが起きると、その影響は大きいもと考えてございます。

次に、既存法による規制の現状でございますが、実は砂防法でありますとか、森林法

でありますとか、宅造法といった法律がありまして、そういった法律では、災害防止の観点から一定の規制はかかりますが、土砂の埋立て行為そのものの規制を主目的とする法律ではございませんので、一定限界があると考えてございます。

こういった中、府内の市町村の状況を見ますと、実は独自に土砂の埋立てを規制する条例をお持ちの市町村が5つございます。河内長野市さんを初め府域の南部に多くございまして、いわゆる500平米以上の土砂の埋立てについて一定の条件の下、許可を要するといった義務づけをされてるところでございます。

加えまして、条例ではなく、行政指導の範疇でございますが、要綱を設置されているところが7市町、これも府域の南部に多うございます。

今、府内の状況を申し上げましたけども、他の都道府県を見ますと、市町村の条例と連携いたしまして都道府県で条例をお持ちのところが17都道府県ございまして、首都圏を中心に千葉、神奈川、埼玉等が条例をお持ちでございまして、加えて東京都等、5都府県が自然環境保護条例等改正されまして、土砂の埋立てを規制しておる状況でございます。合わせますと22。全国の半数の都道府県について土砂の埋め立てを規制する条例をお持ちだというところでございます。

そこで、課題でございますが、土砂の埋立て行為の安全性を主目的とする法律・条例がない中、効果的な指導が困難な状況でございます。

加えまして、今般の豊能町の事案におきましても、この土砂がどこから持ち込まれたのか、土砂の性質、例えば有害な物質が入っていないのかどうかといったことに対して、非常に不安視するお声が上がっておりますが、例えば森林法、砂防法では、こういったものも調べる法規定にはなっておりません。

そこで、右側に移っていただきまして、検討内容でございますが、今回の崩落事故を受け、このような行為による災害の発生を防止し、府民の安全・安心を確保するために、今後の土砂の埋立て行為に対する規制のあり方について、条例化を視野に置きまして、御意見をいただきたく諮問させていただいたところでございます。

主な論点と考えてございますのは、条例化の目的はさることながら、規制の対象をどうするのかでございまして、条例の対象を府域全域とするのか、行為地が多い部分を対象にするのかといった点。

次に、行為の対象面積は、都道府県のレベルでどの程度の面積を対象とするのか、他

府県では2,000㎡から5,000㎡といったところになってございます。

次に、規制の対象者を埋立ての行為者だけに限定するのか、土地の所有者にも一定の義務を課すのかといった点。

市町村との役割分担といった点で、既に条例を設置されている市町村とのすみ分け、加えまして豊能町も条例化を御検討されてますので、その条例との整合が必要になってございます。

次に、実効性の確保の観点から、どのような規制内容を盛り込むべきなのか、とりわけ規制を遵守されるために担保措置の罰則でありますとか、預託金制度といったものもございまして、そういったものを取り込んでいくのかという点でございまして。

次に、想定されます規制の内容でございまして。当然ながら埋立て行為は許可制にする。安全性確保の点では構造基準をつくる。施行状況の定期的な把握・報告を求めていく。

また、土砂の搬入元の把握ですが、工事現場ごとに土砂の発生量や搬出の報告を求めるとか。埋立て行為地できちんと土砂の搬入元を限定し、どこから土砂を持ってきたのか記録して報告させる。

加えまして、土砂の搬入元ごとに土壌調査を、例えば義務づけるといったこと。加えて、埋立て行為地においても定期的に土壌調査等を求めるという点がございまして。こういったものは、他府県の条例においても盛り込まれている内容でございまして。

今後のスケジュールでございまして、本日この審議会に諮問させていただきまして、御議論いただき、後ほど改めて説明させていただきますが、専門的な部会を設置していただき、審議・検討を集中的に行っていただきたいと考えております。その後、案を作成いただきまして、改めて9月の審議会に提示していただき、御議論をいただき、御答申をいただければと考えております。

以降、答申をいただいたものをもって条例案を作成し、パブリックコメント、府議会への条例案の提案と考えてございます。

説明は以上でございまして。御審議のほう、よろしくお願い申し上げます。

**奥野会長** ただいまの説明に対しまして、御質問あるいはコメント、ございませんでしょうか。

**吉田議員** 府議会の自民党の吉田でございまして。

豊能町の、あれは1つの事故なんですけど、法を犯すことも平気な業者もあり、そうい

う方たちを相手にするわけですから、当然安全のこともそうですけど、環境のことも、道路上の、搬入のときのほこり等、高槻でもそういうことがあって、私どものほうへ相談も寄せられたんです。

スピーディに警察とも連携をとって、きちっとした形で対応できるように罰則をつくらせたりしても、こういう業者は搬入のための券を一括して売るようなやり方をやってるわけですね。そういうことも含めて、川下、川上の話でしょうか、原因者も含めてペナルティをやるぐらいのことやっていかないと効き目がないと違うかと思うぐらいなんです。

懲りない面々みたいなのがあって、少なくとも豊能町の、もう一件の業者さんも私の知ってる方だし、高槻でも知ってる者がやってるんですけど。直接注意をしますけど、条例もかなり厳しい目にやっていただいて、罰則規定も手ぬるいことじゃなくて、警察とも相談していただいて、それなりのことをやっていかないと、この人たちは何でもええから金儲けしたらええと考える人ですから、とてもやないけど、我々からいくと良識を逸脱してるぐらいのことが大いにあるんですよ。

ですから、検討をこれからしていただくわけですから、過料を厳しくやっていただくこと。その関係者が完全に責任を問われるということ、逃げ場がないようなぐらいのことをやっておかないと、本当に、いろんな意味のものを守れないと思いますので、良識ある人を守るという面では、そのことをお願いしておきたいかなと思います。

以上です。

**奥野会長** ただいまの御意見、事務局から。

**南部環境農林水産総務課長** 吉田議員の御意見でございますが、当然のことと思っております。施行された後の実効性の観点から罰則といったものが必要かと思っております。ただ、罰則につきましては、警察本部なり地検との協議が必要でございますので、それについても条例案を作成する際に迅速に取り組んで、そういった罰則を設けるように努力してまいりたいと考えます。よろしく申し上げます。

**奥野会長** ほかに、何か御質問、あるいは今のことに関して。

**吉田議員** もう一点、とにかくスピーディに対応することね。とにかく現場でスピーディに対応しないと、一般の方が、うちは相談あるんですけど、それなら告発してくださいと言うたら、やっぱりびびってしまいやる、相手に対して。そんなもん怖くあ

りませんよと言っても、それはようされないです。

だから、行政がしっかりと姿勢を示すということで。

**奥野会長** ほかに御指摘、あるいは。

**福岡委員** やっぱり土砂なんかは発生するところがどこかを考えといたほうが良いと思うんですね。トンネルを掘るだとか、下水道をつくるだとか、多分、公共事業があつて土砂が発生することもかなり多いんじゃないかと思います。あとは建物の地下をつくるとそこから出てくるとかで、それ以外、そんなに建設工事といつても土砂が発生するよなことが、いろんな場面ではないんじゃないかと。

そういうことで考えましたら、やっぱり公共事業でトンネルとか下水道をつくるときの発注者側の責任といいますか、その辺もちゃんと考えて、どこにそれを処理されるか気にしていただけるような内容になったらいいかなと思いました。

**奥野会長** 何かコメントございますか。

**南部環境農林水産総務課長** 今、委員から御指摘ございました点ですが、我々、条例化という方向を出しましたが、実は、我々の部局自身も公共工事を発注する部局でございますので、当然ながら公共工事においては、土砂をできるだけ現場から出さない。出た場合においても工事間流用する。それでも発生にする土砂については、適性な受入地に持っていくということで、きちっとルール化して、公共側が範を垂れるといいますか、こういった民間処分地に捨てないように、適正に規制内容どおり努めてまいりたいと考えております。

**奥野会長** ほかにございませんですか。

今の先生の、割と特定できるので、そこをきっちりやってくださいねという、そういうことだと思います。

ほか、何かコメントございませんですか。

大阪府全域で統一的なルールがなかったことと、吉田先生がおっしゃってるように、クイックリーにやらないといけないということで、集中的にそれをすぐに議論して、条例ないし、そういうところにはいかなければいけないと思いますが。

**矢野委員** 発生した土砂ですが、なるべく緑を保全するような形で、発生現場へまでというのはちょっと難しいかもしれませんが、有効利用していただきたいと思います。

**奥野会長** ここは環境審議会ですよね。そういう視点をきっちりという。何かコメント

いいですか、わかりましたということによろしいですか。

ほかにございませんですか。

じゃあ、ただいまのコメント、あるいは御意見を受けまして、これについてはかなり集中的に、クイックリーに、先生が指摘していただいているように。予定としては9月となっていますが、集中的に議論していただいて、案まで行きたいと思しますので、これについての新しい部会を設置したいと思えますね。それについて提案していただけますか。

**南部環境農林水産総務課長** 部会の運営要領を資料2-3がございます。

先ほども会長からもございましたように、できるだけ短い期間で集中議論をやるということがございますので、部会を立ち上げさせていただきたいと思っております。環境審議会条例の第6条第2項によりまして、ちょっと長い名前の部会でございますけれども、大阪府域における土砂の埋立て等の行為に係る規制のあり方について検討するため、大阪府環境審議会に「土砂の埋立て等の行為に係る規制のあり方検討部会」といったものを置かせていただきたいと考えてございます。

組織につきましては、会長から御指名をいただく委員及び専門委員7名程度で構成し、部会長及び部会長代理を設置させていただいて、審議をさせていただけたらと考えてございます。よろしく願いいたします。

**奥野会長** 今、提案いただきましたように、資料2-3に基づきまして、新しい部会を設置させていただきたい思います。

これにつきまして、このやり方でよろしいでしょうか。何かコメントございますか。

(「異議なし」の声あり)

**奥野会長** それでは、この提案していただいた専門委員を指名して、そこで集中的に議論していただくということをお願いしたいと思えます。

いつもですが、メンバーとか、あるいは誰にお願いするか、法律の方も要るでしょうし、土砂の専門家も要るでしょうし、これは会長と事務局に一任していただくようお願いできますか。後で皆さんに御報告いたしますので、人選については私に一任いただくということで、このとおりで進めたいと思えます。

これで2つ目の諮問が終わりまして、諮問が実はもう一つ、審議事項4でございます。「自然環境保全条例に基づく緑地環境保全地域の指定」について諮問がございますので、事務局から説明をお願いしていいですか。

原みどり・都市環境室みどり推進課長　みどり・都市環境室みどり推進課課長の原でございます。よろしくお願いいたします。

審議事項3の「自然環境保全条例に基づく緑地環境保全地域の指定」につきまして御説明させていただきます。

本件は、資料3-1の諮問書に記載のとおり、豊能町木代地区を緑地環境保全地域に指定すべく、指定案及び保全計画案につきまして、自然環境保全条例第16条第3項において準用する第11条第4項の規定により、環境審議会に諮問させていただくものでございます。

内容の御説明に先立ちまして、緑地環境保全地域の制度の概要について御説明申し上げます。申しわけございませんが正面スクリーンを御覧ください。

大阪府緑地環境保全地域は、大阪府自然環境保全条例第16条に基づき、①樹林地、水辺等を含む土地の区域で、その自然環境を保全することが特に必要なものや、②歴史的文化的遺産を含む土地の区域で、その遺産とあわせて自然環境を保全することが特に必要なものについて、当該地域を知事が指定することにより保全を図ろうとするものでございます。

緑地環境保全地域の指定により、地域内において、建物などの増改築や土地の形質の変更などが知事の許可制となります。

次に、資料3-2の2ページ、指定書（案）についてでございます。

まず、1指定理由について、4ページの3、区域とあわせて説明いたします。

このたび、緑地環境保全地域として指定する豊能町木代地区は、大阪府の北西部にあります豊能町の東端にあり、茨木市との境に接する区域であります。

指定予定地は、指定書案の6ページに添付しております区域図のとおり、茨木市との境に位置する稜線から北西に広がる標高450から500メートル、面積4.78ヘクタールの森林でございます。

指定予定地の位置図をお示しします。

当該地域の稜線を挟んだ東側の茨木市域は、大阪府立自然公園条例に基づく府立北摂自然公園多留見地区に指定され、その豊かな自然環境は自然歩道の利用を通じて多くの府民に親しまれているほか、本地域とあわせ一体的に里山の様相を呈し、生物多様性の観点からも重要な地域資源となっております。

しかしながら、当該地域周辺においては、近年、残土処分行為が相次ぎ、違法に行為を拡大し森林法に基づく中止命令が発出された箇所や、積み上げた土砂が大規模に崩落する事故が発生しております。

現地の航空写真をお示しします。

府立自然公園区域に隣接する指定予定地に、2つの残土処分地が近接しております。右上のこの地域の土砂崩落により、府道が通行止めとなっております。

新聞やテレビ等でも報道されておりますように、田畑・府道が土砂に埋まり、府道の通行止めの状態が続いているところから、生活環境・自然環境の悪化にとどまらず、府民生活に多大な影響を与えております。

指定予定地の遠景写真でございます。

右の西南方向の残土処分地と左側南東方向の残土の崩落箇所の間、南側の指定予定地がございます。通行止めの府道の復旧工事として、手前の平たんな農地に、左側の崩落土砂を移動させる工事が現在行われてるところでございます。

付近の住民からは、府や町に対して、これ以上、残土処分が行われないようにとの強い要望が寄せられており、また、この地域の自然環境を保全するため、大阪府自然環境保全条例に基づく緑地環境保全地域の指定の申し出が豊能町から出されたところがございます。

指定予定地の拡大写真でございます。

大阪府といたしましては、府立自然公園の自然環境にも大きな影響を及ぼす恐れがある豊能町木代地区を開発の圧力から守るとともに、豊能町と連携して自然環境の保全活動に取り組むことなどにより、付近住民の良好な生活環境を保持し、良好な緑地環境を保全するため緑地環境保全地域に指定するものでございます。

次に、資料3-2の3ページ、2の緑地環境の概要について説明申し上げます。

まず、植生の状況です。

当該地域は、主に杉・ヒノキの人工林と、アカマツ林から遷移したコナラを主体とした二次林から、さらに遷移が進んだ混交林で構成されております。

高木層は、アカマツ、ヒノキのほか、コナラ、ヤマザクラなどで、北摂の里山を代表する樹木で占められております。

亜高木層には、ハウノキ、タカノツメ、リョウブなどの落葉樹のほか、ソヨゴなどの

常緑樹の進入が見られます。

低木層は、コアジサイ、ヒサカキ、モチツツジ、ツクバネウツギなどが見られます。亜高木層及び低木層に進入したヒサカキなどの常緑樹が見られることから、遷移が進んでいることがわかります。

また、草本では、ギンリョウソウ、サルトリイバラ、ネザサ、ベニシダなどが見られました。

次に、野生動物の状況について御説明いたします。

北摂地域には、里山環境のほか変化に富んだ自然特性によって多様な生きものが生息できる環境が数多く残されており、これによって、北摂山地を特徴づけるチョウのミドリシジミ類など、昆虫類をはじめとする多くの生きものが生息していることが知られております。

本地域につきましては、ニホンジカやイノシシなどの哺乳類、コゲラ、サンコウチョウ、ウグイス、キビタキなどの鳥類が見られます。

昆虫類では、府准絶滅危惧であるハルゼミのほか、アキタクロナガオサムシ、テングチョウ、府准絶滅危惧のミスジチョウなどが見られます。

最後に、地形、地質でございます。

本地域が位置する北摂山地は、全域が標高800メートルに満たない低山地であり、表層地質は丹波層群を貫いて広く分布する花崗岩により構成されております。

北摂の森林は、府域の中でも広葉樹の割合が多く、古くから薪炭林や農用林として利用され、管理されてきた里山が多く存在いたします。

当該地域もこれらの植生の様子から、かつては日常的に利用されてきた北摂地域に見られる典型的な里山の森林と言えるものでございます。

指定書（案）についての説明は、以上でございます。

続いて、資料3-2の7ページ、保全計画書案について説明させていただきます。

保全計画書は、緑地環境保全地域における、保全すべき自然環境の特質及び保全に関する基本的事項、保全のための規制や施設に関する事項を定めたものであります。

まず、1の緑地環境の保全に関する基本事項について説明いたします。

保全すべき自然環境の特質につきましては、先ほどの指定案で御説明いたしましたとおり、隣接する府立北摂自然公園と一体的に保全することが重要となっております。

法令による地域指定の状況につきましては、本地域は、森林法第5条の規定による地域森林計画対象民有林、近畿圏の保全区域の整備に関する法律第5条の規定による近郊緑地保全区域に指定されております。

保全に関する方針につきましては、地域の保護と保全を地域住民と一体となって推進するとともに、府民に対して自然環境の保全の意識を啓発するため、標識の設置など必要な方策を講じてまいります。

次に、2の保全のための規制に関する事項について説明いたします。

許可を受けないで行うことができる木竹の伐採の方法及び、その限度につきましては、伐採の方法は択伐で、その限度は、現在蓄積している材積の30%以内としています。

保全のための施設は、制札、啓発標識を計画しております。

保全計画書案についての説明は、以上でございます。

最後に、今後の手続の手順につきまして御説明申し上げます。

指定予定地区の市町村長や本審議会の意見を聞いた上で、指定書及び保全計画書案を大阪府の公報に告示し、2週間、案の縦覧を行います。その後、必要に応じ公聴会を開催いたします。公聴会の開催後、または縦覧中に意見がない場合は、「案」を取った指定書及び保全計画書の告示を行い、決定するものでございます。

以上、御説明申し上げました指定書及び保全計画書に、当地区の緑地環境を適切に保全してまいりたいと考えております。

自然環境保全条例に基づく緑地環境保全地域の指定についての説明は、以上でございます。

**奥野会長** ただいまの説明に対して、御意見、あるいはコメントいただきたいんですが、これについては、先ほどのように専門的に部会を設けてではなくて、ここで、この指定をオーケーするかどうか即決したいと思います。そういう視点で御質問、あるいは御発言をお願いしたいと思います。

**石井委員** 生物多様性のことにかかわっている者として、少し御意見申し上げたいと思います。

現在、環境省のレッドデータブック・リストは5,700種ほどが掲載されてるわけですが、その半数ぐらいは生息地が里山地域であります。大阪府域でもレッドリストはつくっております、その生物の多くもやはり里山で生息してるという状況で、一言で言ったら、

日本の生物の多様性を守るためには、里山をどうにかしなければいけないことになってるわけです。

この地域ですが、大阪北部、北摂地域は御存じのように良好な里山の景観がまだ残されていて、大阪府でも自然公園を設置したり、あるいはトラスト協会による事業が行われたりしているところですが、残念なことに木代地域は、今のように少し危ない状況になっております。

私は調査でよく北摂に参りますけども、この地域についても、やや荒れ始めているとか。生態学的に言うと、本来の自然を里山として肥料とか竹と炭をとるために間伐をしたり、下刈りをしたりして守ってきたわけですが、土地利用が問題もあって少し壊れ始めている。そんな状況、先ほど説明があったとおりです。

そういう状況に今なってますが、私が見たところ、昔、里山に多くいた生物たちが、よく保全されているような気がするところでもあります。

そういうことで、本件ですが、ぜひとも緑地環境保全地域に指定していただいた上、荒れ始めているところを少し改善する措置をとっていただいたらありがたいなと思います。どうぞよろしくお願いします。

**奥野会長** 専門的な立場から、今、ちょっと危ない状況と言いますか、ここで指定をきっちりしたほうがいいんじゃないかということですが、ほかの委員の方から、何か指摘。

**中井副町長（田中委員の代理）** 豊能町でございます。地元の町でございます。

町としても緑地環境保全地域の指定をお願いさせていただいております。住民の皆さんの思いを代弁してお願いをしておりますが、その前に、今回木代地区で大規模な崩落事故が起こりまして、関係する皆様には大変御迷惑をおかけしているところでございます。また、大阪府さんから多大の御協力を得まして、復旧に向けて、時間はかかっておりますが、順調に進んでおるかなと思っております。ありがとうございます。

今回、おかげで人命にかかわるようなことはございませんでしたが、まさに交通量の多い府道に土砂が崩落したということで、一步間違えば大きな惨事になったのではないかなと思っております。

先ほどの条例の話もそうですが、やはり何もルールがない中でこういうことが行われてきたということで、私ども今、大阪府さんと協力して条例を鋭意検討している状況です。

この環境保全地域ですが、たまたま茨木市と豊能町という、市域町域で自然公園の指定なんかも分かれております。もちろん、稜線で市域町域があります関係で、全く同じ山です。同じ山で、同じ動植物の植生があるのかなと思っていますが、片や自然公園、片や指定のないところで、実はこの地域で、今回の崩落現場も含めて5箇所の建設発生土の行為地があります。

今回お願いしておりますのは、茨木の自然公園に隣接している、全く茨木と同じ自然環境を守っていただきたいと。また、住民の皆様も近くに大きな町があるんですが、その皆さんも、どうしても守りたいと。建設発生土の積まれてるところはいたし方ないとしても、今残っている自然環境、これは町の財産として保全していただきたいという大きな声も届いているところがございますので、今回の指定に関しましては、ぜひともよろしくお願ひしたいなと思うところがございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

**奥野会長** ほかに。

**吉田委員** 石井先生が言われたことは非常に大事なことです。我々議会でも、今現在、大阪府下全域の中での荒れてる山、森林組合も含めてですが、きょう、古川先生お見えですが、非常に担い手さんが、これがなかなかうまくいってないですね。

さっきのCO<sub>2</sub>の排出量の件が一番初めに出てましたけども、これも現実には大阪府下の山を守ることによって、CO<sub>2</sub>の吸収をしていく非常に大事な役割を果たしているわけですから、その辺のことで、かなり大きな問題だと思います。総合的に考えていく、里山を守ることも含めて。

生態系が崩れていっていることとか、地球の温暖化もそうですが。江戸時代が一番循環型社会というか、非常にいい時代だったと思うんですけど。もう一遍そういうふうにできるかどうかについては、本当に教育のところからもかかわってきて、環境教育をどうするのか。里山を守るために担い手さんだけでなく、どういう環境をつくるのがその里山を守り、生態系を守り、こんな指定はやらんといかんと思うのですね。

そんなに議論することもないでしょうし、ここで決めてもいいぐらいのもんだと、会長さんがおっしゃったとおりであって。ということなんで、全庁挙げて、大阪府でも環境農林部だけに任せておくのではなくて、知事に言ってるんですけども、それほど重大なことやということですね。

それは、日本人の文化を守ること、歴史を守ることにもつながりますし、そのよさを世界に向けて発信できるのは日本人しかないわけですから、その辺の大きな視点の中で捉えて、大阪府の全庁的なことで、全部相関関係があると思いますので、その辺で重大なことから、そこはしっかり英知を結集し、また協力し合えるところはしてもらって、あるいは山でいろいろ守ることについてはお金もかかりますので、その辺のことでどうしていくのか今苦慮しているところですが。

ぜひ、皆さん方にもそういうことを理解いただいて、協力できる場所はお互いに出し合って、環境保全をしていくということだろうと思います。環境農林部だけの問題じゃなくて、大阪府全体の問題として捉えていかんと思います。

**奥野会長** ほかに。増田先生、どうぞ。

**増田委員** 今おっしゃったとおりで、大阪府立大学の増田でございます。

一つは、やはり緊急性ということから言うと、早く対応すべきだということも賛成するところでございます。

もう一点、森林は、ある一定人間が手をかけないと持続できません。持続は経済的仕組みと環境と一体的になって、初めて持続性が担保できる。ここでも保全に関する方針の中で、単に開発を規制するだけではなくて、ある一定の緊急性は担保できますが、その後、健全な森の状態にしていこうと思うと、持続的な管理の仕組みをどう構築していくのか、まさに大阪府全域にとって大きな課題でございますので、ぜひともいろんな機会に、そのあたりは議論を深めていく必要性があろうかと思えます。

以上でございます。

**奥野会長** かなり皆さん積極的なことで、この指定は、指定だけの問題じゃないから、すぐ決めてもいいと吉田委員がおっしゃってましたけど、そういうことで、意気込みしたいと思いますが、事務局から意気込みを、一言、私が求めますが。

単なる部局の問題じゃないという話ですから、一言何か言ったほうがいいと思いますけど、いかがですか。部長でもいいですよ。

**石川環境農林水産部長** 会長の御指名でございますので、私のほうから一言御説明させていただきます。

今回、豊能町木代で緑地環境保全地域の指定につきまして諮問させていただきました。実は、過去に2件ほど府内で指定させていただいておりますが、その間、相当期間があ

いておりまして、十何年ぶりだと思います。

直接の発端は、先ほど諮問させていただきました土砂の埋立て行為に関することなどですが、そういう点からしますと、私ども、もっと積極的に北摂の里山だけではございませんが、いろんな自然環境をしっかりと守っていかなければならないという思いを改めてして、今回諮問に上げさせていただきました。

諮問の結果、答申いただきましたら保全の手続を早急に進めて、その後も、指定の後、保全につきましてもしっかりと頑張ってもらいたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

**奥野会長** 決意表明を受けまして、審議会としては3個目に受けた指定に関してはここで決めましょうと、よろしいですね。

(「異議なし」の声あり)

**奥野会長** 全員一致みたいなことで、書いていただいて、議事録はそれでもいいんですが。それはクイックリーな反応だと。先ほどのやつと関連してしますので、環境審議会なので、全体的なところで、今、部長がおっしゃっていただいたように進めていただける。

一番最後にスケジュールがありますが、きょう、これに指定しましょうということでいきますので、かなりクイックリーな反応はここでできますし、2個目でやったやつも関連してきますので、よろしく願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

では、審議事項が終わりましたので、あと、幾つかの報告事項になります。

最初が温泉部会でしたか、益田先生、お願いします。

**益田委員** 温泉部会部会長をさせていただきます、益田でございます。

では、報告させていただきます。

前回の大阪府環境審議会開催以降、温泉部会を平成26年2月20日に開催いたしました。その結果について報告いたします。

それではお手元にお配りしております資料4を御覧いただきたいと思います。

平成25年度第2回温泉部会では、知事から諮問のありました温泉掘削許可申請2件及び温泉動力装置許可申請1件につきまして、審議いたしました。

温泉掘削許可申請につきましては、既存温泉への影響など温泉の保護という観点から、申請地の地質状況、掘削深度などについて審議いたしました結果、許可することに支障

なしと決議いたしました。

また、温泉動力装置許可申請につきましては、申請の動力装置が温泉源の保護の観点から、その温泉井戸に合わせた適正な能力であるかどうか審議いたしました結果、許可することに支障なしと決議いたしました。

以上でございます。

**奥野会長** ただいまの御説明で御質問、あるいは御指摘のことはありませんか。

資料4の裏面にありますように、3件については支障なしということで、部会の決議をもって審議会の決議といたしますので、よろしいでしょうか。

(異議なし)

**奥野会長** ありがとうございます。

それでは、報告事項一つ終わりました、次は、平成26年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について、水質部会長の池先生からお願いをしたいと思います。

**池 委員** 水質部会会長の池でございます。よろしくお願いいたします。

津野前部会長が本審議会委員を御退任されましたので、私から昨年度に開催された部会の報告をさせていただきます。

資料としては、お手元のA4のホッチキスどめの資料5-1を中心に、参考本ですが、冊子体の資料5-2を使って御報告させていただきます。

資料5-1によりまして、平成25年7月8日付で知事から諮問され、平成26年1月27日付で答申を行いました、平成26年度公共用水域及び地下水の水質測定計画に係る審議の結果を報告いたします。

なお、大阪府環境審議会条例及び大阪府環境審議会水質部会運営要領の規定によりまして、部会の決議を本審議会の決議としております。

資料5-1ですが、2ページ目を御覧いただきたいと思います。

昨年度は、まず、平成26年1月27日に開催されました第3回水質部会におきまして、公共用水域常時監視の新たな効率化及び重点化についての基本的考え方をとりまとめいたしました。詳しい内容につきましては、先ほどの冊子体資料5-2の53ページから56ページに示しておりますので、また御参照いただければと存じます。

資料5-1の2ページ目、1公共用水域常時監視の基本的な考え方について、今回の検討に至りました経緯を御説明申し上げます。

公共用水域における常時監視といたしますのは、測定開始以来、環境基準項目等の追加、類型指定水域の拡大等によりまして測定対象項目や地点の追加が行われます一方、効率的・効果的な測定を行うために効率化、重点化を適宜行ってまいっております。

しかしながら、排水規制の強化や下水道の整備等によりまして、河川の水質改善が進むとともに、一部の河川では水量が大きく減少するなどの変化が生じておりまして、また、水質に係る化学物質の環境リスク評価の進展に伴いまして、環境基準項目等の追加が相次いでおります。

公共用水域における常時監視は、河川や海域の水環境の状況を把握いたしまして、水質管理に係る行政施策の企画立案の基礎資料を得るため計画的に実施する必要があります。一方で、限られた行政資源を有効に活用して、適正な水質常時監視を今後も継続していくことは必須でありますことから、今後の公共用水域常時監視の基本的な考え方について、まず検討したということでございます。

2 ページ目ですが、検討の結果につきましては、枠で囲んでございますけれども、ここに示してございます。

まず基本的には、国の事務処理基準等の内容、並びに府域の水質等の状況を踏まえて測定頻度や測定地点の効率化、重点化を行い、適正かつ効率的な水質常時監視を今後も継続していくことといたしております。

測定頻度につきまして、資料5-2の55ページの別表に示します計画規定回数がございます。これは水質測定計画における標準的な測定回数となっておりますが、この測定回数を原則といたしまして、また同じ資料5-2、56ページの別図がございますが、このようなフローに従いまして、効率化と重点化を行っております。これは、過去5年間にさかのぼりまして水質の測定データを検証するなど、過去の検出状況とか利水状況、あるいは汚染の発生源の有無等を考慮して設定することにしております。

測定地点については、環境基準点、準基準点といった位置づけを再確認いたしましてとともに、河川の水量・水質の状況を踏まえて、必要に応じて地点の変更、あるいは下流側への地点の集約化を図ることとしております。なお、水域を代表するような主要な地点における測定は継続して実施しております。

以上のようなことが基本的な考え方になりますが、これに則りまして測定計画を具体的に見直して、平成26年度の公共用水域、地下水の水質測定計画をとりまとめました。

続きましては、この概要を御説明申し上げます。資料5-1の3ページを御覧いただければと思います。

まず、2測定計画の概要の(1)ですが、公共用水域につきましては、測定地点は、河川は利水状況を考慮して、また海域は地形、潮流等を考慮しまして、汚濁状況を総合的に把握できるように設定しています。また、環境基準の達成状況を把握するための環境基準点に加えまして、準基準点も追加してございます。

平成26年度の調査地点数は、**100河川139地点**及び**海域22地点**になってございます。地点の図は4ページ目、図1のようになってございます。底質につきましては、測定地点数は河川で**49地点**、海域で**15地点**の測定となっております。

次に、測定項目です。人の健康の保護に関する環境基準項目、生活環境の保全に関する環境基準項目、排水基準や水域の特性把握に必要な項目を、5ページの表1に示してございます。このような項目を設定してございます。健康項目、生活環境項目、特殊項目と要監視項目等について、河川では**88項目**、海域では**59項目**となっております。

次に、測定回数です。6ページの表2に測定回数の原則がございまして、これを原則といたしまして、測定地点ごとに過去の検出状況や利水の状況等を考慮の上で設定いたしました。

3ページに戻っていただきまして、次は(2)地下水でございまして。

地下水の調査は、府域の全体的な地下水の水質の状況を把握するための概況調査、それから概況調査等により新たに発見された汚染について原因究明等のために行います汚染井戸周辺地区調査、それから汚染井戸周辺地区調査により確認された汚染地域の監視のための継続監視調査の3種類がございまして。

平成26年度の概況調査は**81地点**、継続監視調査については**141地点**で実施することになってございます。なお、**141地点**のうち1地点につきましては、3月の時点で継続監視調査を終了する基準を満たしたために、調査を終了することになりました。そのために、実際の平成26年度の継続監視調査地点は**140地点**となっております。

最後に、3ページ(3)です。国が行いました環境基準等に関する改正を受けましての変更点です。平成25年3月27日付の環境省告示によりまして、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)、水生生物の保全に係る水質環境基準として、これが追加されました。また、また、**4-t-オクチルフェノール**、**アニリン**、**2,4-ジクロロフェ**

ノールの3物質が要監視項目として追加されましたために、平成26年度の水質測定計画に位置づけを行い、測定実施することといたしました。

また、平成25年6月5日付環境省告示第58号によりまして、大阪湾において水生生物の保全に係る環境基準の類型指定が行われましたので、海域の水生生物保全環境基準に係る環境基準点を12地点設定いたしました。

以上のような部会における審議の結果、平成26年度公共用水域及び地下水の水質測定計画を定めました。それが、先ほど冊子で資料5-2として参照していただいたものでございます。これを承認いたしました。

続きまして、資料5-1のほうの7ページのほうで、参考ですけれども、24年度の公共用水域及び地下水に係る水質の現況についての御紹介を申し上げます。

本年度は26年度になりますが、25年度の測定結果は現在大阪府において関係機関調査分も含めて精査を行っておりますので、また、次回以降の御説明になります。

この資料を見ていただきまして、河川の健康項目につきましては、砒素1地点、ほう素9地点で環境基準を達成しておりませんが、その他の25項目につきましては、全測定地点で環境基準を達成しております。

基準超過の要因ですが、全て自然要因であろうと考えられております。

それから、河川の代表的な有機汚濁指標でありますBODにつきましては、参考図1に示しておりますとおり、昭和46年度から平成24年度までの間に、大阪府内主要河川について大幅に改善されている傾向が見てとれるかと思えます。また、平成24年度に関しましては、環境基準の達成率は92.6%と過去最高になってございます。

海域につきましては、全調査地点で健康項目に係る環境基準は達成しております。それから、代表的な有機汚濁指標であるCODにつきましては、兵庫領域を含め12水域に類型がございますが、そのうちC海域全7水域、B海域の1水域で環境基準を達成しておりまして、環境基準の達成率は66.7%となっております。

地下水ですが、8ページの参考表に過去5年間の概況調査の実施状況と環境基準の超過状況がまとまってございます。平成24年度における概況調査は80地点で実施いたしまして、7地点で鉛、砒素等の項目で一部環境基準の超過がありましたが、その他の73地点、これは91.3%の地点になりますが、そこでは全28項目について環境基準を達成しております。

なお、基準超過地点につきましては、汚染範囲、原因究明の調査を実施いたしますとともに、飲用井戸のある場合には、飲用指導、飲まないようにという指導を行ってございます。

以上、平成26年度の公共用水域及び地下水の水質測定計画についての御報告を差し上げました。どうもありがとうございます。

**奥野会長** 26年度の計画はこういうことで行きたいということですが、御質問、あるいはコメントございませんでしょうか。

定期的なずっと監視していかなければいけない項目を、かなり精査していかなければと思いますが。何かコメントなければ、これでするしく願いますということで、部会で決議してますので、それは審議会のものですけども。特になければ、引き続きよろしく願いたいと思います。

次が、基金活用事業等の審査結果について、増田先生、よろしく願います。

**増田委員** 資料6-1を見ていただければと思います。

環境・みどり活動促進部会から、平成25年度の審査及び審議事項の結果について報告させていただきます。

昨年度の11月22日に開催されました大阪府環境審議会におきましては、部会の第1回から第3回までの報告をさせていただきましたので、今回は平成25年12月13日第4回部会を開催し、おおさか優良緑化賞の審査を行いましたので、その結果について御報告させていただきますと思います。

6-2を見ていただくのと同時に、カラーの冊子がついてるかと思えますけれども、これを見ていただきながら報告を聞いていただければと思います。

おおさか優良緑化賞は、大阪府自然環境保全条例に基づいてなされた緑化のうち、府内の都市環境の改善に貢献する緑化、あるいは建物敷地内の魅力向上に資する緑化、あるいは新たな緑化手法のモデルとなる緑化など、特にすぐれた取り組みに対して顕彰してきたものでございます。

今回、応募のありましたのが8件ございまして、緑量、周辺との調和、配置やデザイン性、維持管理など、7つの項目について審査し、各委員の評価点の平均点をもって順位づけを行いました。

その結果ですが、上位5件を表彰対象として取り上げることになりました。中を見て

いただきますと、大阪府知事賞として、ミリカ・ヒルズ、東大谷高等学校泉ヶ丘校舎、大阪木材仲買会館、ここまでを大阪府知事賞とさせていただきました。次のページ、ベイサイドシティコスモスクエア駅前、関西大学堺キャンパス、この2点を奨励賞とさせていただきます。

なお、この5件の中からミリカ・ヒルズに関しましては、生物多様性賞にも値するというので、決定させていただいたということでございます。

なお、今、見ていただいております受賞事例集、かわいい表紙がついてるかと思いません。この表紙は大阪芸術大学の御協力を得まして、学内で学生の公募をしていただいて、芸術学部デザイン学科の隅ほなみさんのデザインを使用しております。学生の作品であるということでございます。あわせて御報告させていただきます。

以上でございます。

**奥野会長** ただいまの報告に対しまして、何か御質問、コメント、ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

5件について、知事賞と奨励賞として、多様性賞はミリカ・ヒルズということで報告を受けました。これにつきましても、部会で決議したものが審議会の決議となっておりますので、よろしく申し上げます。ありがとうございます。

次の報告は、循環型社会形成推進条例に基づくリサイクル製品の認定について、こちらは福岡委員、よろしく申し上げます。

**福岡委員** リサイクル製品の認定について報告いたします。リサイクル製品認定部会長をやっております福岡です。よろしくお願ひいたします。

資料7-1を御覧ください。

平成26年2月12日に第2回のリサイクル製品認定部会を開催しまして、知事から諮問がありましたリサイクル製品の認定につきまして審議を行いました。

裏面の資料の7-2を見ていただきたいと思ひます。

審議の結果ですが、今回、諮問のありました対象品目が、1つ目のポツの後ろに数字が出ておりますが、リサイクル製品35製品が応募されまして、それを審議しております。

その内訳ですが、今回初めて認定申請されたものが9製品、3年に1回更新して、もう一回審査することになっておりますので、3年目になって再申請されたものが26製品で、これは2つ目の点に内訳を書いております。

これから申し上げる数字は書いてないですが、製品の種類で、再生舗装材が15製品、タイルブロックが11製品、日用品が6製品、緑化資材が2製品、プラスチック製品が1製品と、多い順に並んでおりますが、全部で35製品でした。

審議の結果、35製品で、応募された事業者の数としたら9事業者、全てについて認定することが適当と認めました。

それぞれの製品の名前ですとか、どなたが応募されたというのは、次のページ両面で別紙に35製品分を書いておりますので、御参考に見ていただきたいと思います。

なお、この35製品を加えまして、平成26年3月1日現在で認定している製品が全体で269製品となっております。

この審議の結果につきましては、資料7-1を見ていただきますと、下のほうに部会の決議が審議会の決議になっておりますので、審議しました2月12日同日付で、審議会議長名で知事宛に答申を行わせていただきました。

以上です。

**奥野会長** ただいまの報告に関しまして、御質問、あるいはコメントはございませんでしょうか。

トータルで269製品がリサイクル製品として認定されたということでございます。何か、ございますか。よろしいでしょうか。

これについても、先ほど先生がおっしゃったように、部会での決議が審議会の決議になりますので、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

報告、最後一つであります、建築物解体時の石綿飛散防止のための行動宣言。これは事務局から説明をお願いします。資料8です。

**児林環境管理室事業所指導課長** 環境管理室事業所指導課長の児林でございます。よろしくお願いします。

資料8建築物解体時の石綿飛散防止のための行動宣言について、御説明いたします。

まず、行動宣言に至ります経緯について、少し御説明いたします。

昨年5月13日に開催されました本環境審議会におきまして、大阪府における解体工事に係る石綿飛散防止対策について諮問させていただきました。その後、4回にわたって部会で御検討いただきまして、11月22日に開催されました前回の環境審議会で、改正さ

れた大気汚染防止法との整合を図りつつ、府民の安全・安心に資するため、より効果的な石綿飛散防止対策について御答申いただきました。

大阪府では、パブリックコメントの経緯を経て、御答申の考え方に沿って生活環境の保全等に関する条例を3月に改正いたしました。今月6月1日に改正大気汚染防止法の施行に合わせまして、条例を施行いたしました。

今回の法と条例改正の大きなポイントは、石綿を含めます建築物等の解体工事の届出者が工事の施工者から発注される方に変更されるなど、石綿飛散防止に関して発注者の責任が重くなったことでございます。

今後、大阪府内で石綿を含みます可能性のある建築物が30万棟に及ぶものと予想いたしております。言い換えれば延べ30万人の発注者の皆さんがおられることとなります。発注者の皆様が責任の重くなったこの制度を正しく御理解いただくとともに、石綿飛散防止対策に取り組んでいただくことが重要となります。

ただ、御理解いただくに当たりまして、その周知は我々行政だけでは限界がございます。そのため、一昨日6月17日に建築物の管理にかかわる業界の皆様、不動産業界の皆様など、建築物解体時に工事の発注者側の立場にかかわる関係団体の皆様にお集まりいただきまして、「みんなで防止!!石綿飛散 キックオフ会議」と題しましたシンポジウムを開催いたしまして、内山京都大学名誉教授による基調講演や法と条例の改正内容の説明を環境省と我々大阪府がいたしまして、関係団体のパネルディスカッションを行いました。

会議では石綿による健康被害が再び生じることが決してないように、資料8の宣言文の下に記載がございます13の関係団体、規制権限を持つ25市町村と大阪府が、石綿飛散防止対策について、みずから不断の取り組みを行うことを宣言いたすものでございます。

具体的には、別紙といたしまして3点記載しておりますように、各団体が制度の周知を行いまして、毎年度、周知活動状況を取りまとめ、結果を我々大阪府が公表することで、継続的に取り組んで行くことになっております。

また、このような宣言は、全国でも初めての前向きなものとの御評価をいただきまして、今後、この宣言に同調される関係団体が多く名を連ねることを期待するとの御意見をいただきました。そのため、この宣言に同調される新たな団体等への働きかけも進めてまいります。

今後とも、関係団体の皆様と規制権限を持つ市町村とともに、石綿による健康被害の未然防止のため、建築物解体時の石綿飛散防止に徹底して取り組んでまいります。

資料8についての説明は、以上でございます。

**奥野会長** ただいまの資料8の説明に関しまして、何か御質問、あるいはコメントはございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

皆さんで話し合いしていただいて、発注者にも責任があるようにしようという動きの中でのことでございますが、よろしいでしょうか。

それでは、府に対しましては、不適正な工事が起こらないように、そういう事件がありましたから、条例改正を行った訳ですが、制度の徹底的な周知その他。全国で初めてという宣言文を出していただいたので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。審議会からのお願いを伝えて、よろしくお願ひしたいと思います。

ありがとうございました。

その他でございますが、事務局から2件、報告がございます。最初は、資料ナンバーがついてないですが、おおさかエネルギー地産地消推進プランと、もう一つはPM2.5、2つ続けて報告をお願いできますか。

**石神エネルギー政策課長** エネルギー政策課長の石神でございます。

私のほうから2件、簡単に御説明をさせていただきます。お手元に、A4横長の「おおさかエネルギー地産地消推進プラン、再生可能エネルギーの普及拡大等を目指して、2014年3月、大阪府・大阪市」という冊子がございますので、これを簡単に説明させていただきます。

この地産地消推進プランにつきましては、昨年11月の本審議会では素案の段階で御説明いたしております。その後、大阪府といたしましてパブリックコメント、大阪府議会での御意見をいただきまして、今年3月にとりまとめたものでございます。内容につきまして、素案と大幅な変更点はございませんので、簡単にポイントのみ御説明させていただきたいと思ひます。

3ページ、4ページ、プランの肝となるところであります。プランの目標と期間であります。

このプランは、策定時2014年3月から2020年度までのものでございまして、プランの

目標としましては3つ、これは本審議会の答申に沿って、柱立ては同じようにしてあります。

1つは、再生可能エネルギーの普及拡大、エネルギー消費の抑制、もう一つは、電力需要の平準化と電力供給の安定化でございます。こういった3つの目標を掲げまして、このプランは今後進むべき大阪府・大阪市の事業とか施策の方向性を示すものであります。

4ページに、そういった事業及び施策を展開することによって、こういった効果が得られるというイメージを記載しております。

2020年度におきましての効果のイメージであります、供給力の増加といたしまして、太陽光発電による供給力の確保といたしまして90万キロワット。現在の25万キロワットありますが、純増で90万キロワットまで持っていきたいと考えております。分散型電源、いわゆるコジェネレーション等による供給力の確保といたしまして30万キロワット。バイオマス発電を含めた廃棄物発電等による供給力の確保として、5万キロワットを挙げております。都合、これによりまして125万キロワット以上の供給力の増加をめざしていきたいと思っております。

それから、このプランのもう一つの特色であります需要の削減、いわゆる省エネを行うことによってエネルギーを増加させたと考えるということで、需要の削減といたしまして、電気だけじゃなくてガスにも注目するという、ガス冷暖房等によりまして需要の削減として20万キロワット。BEMS等、BEMSというのは、ビルのエネルギーを管理し、電力使用量の削減を図るシステムであります。こういったものを活用いたしまして5万キロワット。都合25万キロワット以上のカット。トータル、2020年度には150万キロワット以上の新たな電力を供給してまいりたいと考えております。

ちなみに、この150万キロワットと申しますのは、2012年度が一番暑い夏だったんですが、そのときの電力需要の約14%に相当いたします。これを電力量としての推計をいたしますと、府内で電力需要量の約5%、85万世帯分の電力需要量に相当するというところでございます。

5ページ目以下が、それぞれ各柱ごとに取り組むべき施策という方向性でございます。本審議会からいただきましたさまざまな答申等の中に盛り込まれておりますものも、ここに入っております。詳しくは説明いたしません、例えば5ページでありますと、

「太陽光発電を促進します」の低利融資。6ページでありますと、省エネ関連情報の収集・分析・発信で、エネルギー供給事業者による報告制度の創設、こういったものが入っております。

また7ページでありますと、「電力供給の安定化」ですが、自立・分散型電源及び蓄電装置の普及促進等、こういったものが本審議会からの答申にて示されたものでございます。

最後に8ページを見ていただきたいんですが、このプランを効果的に推進する体制といたしまして、2つのエンジンを考えております。1つは、おおさかスマートエネルギー協議会、これも本審議会でもいただいた答申の中に出ておりますステークホルダー会議、いわゆる電気供給事業者なり、住民なりが入って、いろんな協議をして、エネルギー施策を協働で進めていくと、こういったものを去年の6月に立ち上げております。

こういうおおさかスマートエネルギー協議会と、去年の4月設置いたしましたおおさかスマートエネルギーセンター、この2つがエンジンとなって、このプランを効果的に推進してまいりたいと考えております。

以上で、プランの説明を終わらせていただきます。

もう一点、簡単に御説明させていただきます。

大阪府温暖化の防止等に関する条例等の一部改正の概要であります。この件に関しては、一昨年11月の本審議会の答申の中に盛り込まれておりまして、一定規模以上の住宅建築物への太陽光発電設備の導入促進ということで記載されております。その具体化と考えていただいたら結構でございます。

まず、背景・趣旨であります。地球規模での温暖化防止対策が求められている中で、民生部門、いわゆる家庭とか百貨店とかホテルなどのサービス部門のエネルギー消費がかなり増えていると。ちなみに、府域全体では消費の約5割を占めてる状況であります。

これに対応いたしまして、建築物の新築・増改築に対して再生可能エネルギーの導入とか、あるいは省エネ化を促進することを目的として、条例改正及び規則の改正をするということでございます。

改正内容については2点でございます。1点目は、建築物への再生可能エネルギー導入促進といたしまして、延べ面積2,000平米以上の建築物を新築・増築する場合に、再生可能エネルギーの導入の検討を義務化するというところでございます。

設置場所とかコスト等を、一定検討していただくということを義務づけるというものでございます。

もう一点は、建築物の省エネ性能の向上で、延べ面積が10,000平米以上の建築物、住宅除きますが、これを新・増築する場合で、省エネ法に基づく省エネ基準に適合することを義務化するというところでございます。

その他であります。現在、CASBEE制度と言われております建築物環境計画書がありまして、そこでは延べ面積2,000平米以上の建築物を新・増築する場合は、届け出が義務づけられてるわけですが、ここに追加するというところでございます。

この条例は3月に公布をいたしまして、1年間周知期間を経まして、来年4月に施行するというところでございます。

ちなみに、大阪市でも同じような取り組みをいたしまして、検討が進められてるというところでございます。

以上でございます。

**奥野会長** エネルギー関連での、既に行われていることを皆さんに御紹介してるんですが、何か御質問、あるいはコメント、要望とかあれば、よろしいですか。

**吉田委員** ガスの、ここに書いてあるんですけども、ちょっと聞きたいのは、大阪府でもLPガスを使ってるところもあって、比率がわかったら教えてもらいたいです。LPガスを使ってるところもあるので、そちらの視点も書いてほしいと思いますね。

これは、それも含んでということで、判断でいいですか。

**奥野会長** いいんですか、含んでるということで。何か問題ないですか。

**石神エネルギー政策課長** ガスを使ってるということで、特にエアコンなんかでもガス冷暖房を進めていくということでもあります。

**奥野会長** LPガスも入ってるの。

**石神エネルギー政策課長** はい、そうです。

大阪府域での割合は今手元にありませんけども、全国レベルで供給区域面積は95%がLPで、5%が都市ガスという状況になっております。

**奥野会長** よろしいでしょうか。

**吉田委員** もう一点、温暖化防止等に関する条例等で、可能であれば、要するに府内産材なり、木を使うことをもっと、地産地消のエネルギーも大事なんですけど。

実は建物、人間がその地域に住むことについては、そこで採れるもので建物を建てることは理想であって、そのことを注視した形で、どこかでインセンティブをつけるとか、いろんなことで工夫しながら、なるべく間伐材等も使いながらみたいなことができるような仕掛けを環境として、全庁挙げて考えていくべきかなと思ったりする。それが具体的に、こういうところに結果としてあらわしていただければありがたいなと思ってます。それは要望としておきます。

**奥野会長** よろしいでしょうか、事務局。要望ということで、そういうこともお願いします。

ほかにございませんですか。よろしいでしょうか。

最後にもう一つ、その他の件であるんですが、PM2.5にかかわる注意喚起で、事務局のほうからお願いします。

**片山環境管理室環境保全課長** 環境保全課の片山と申します。よろしく申し上げます。

PM2.5につきまして、本年2月に府域に初めて注意喚起を行いましたので、御報告申し上げます。

資料番号ございませんけれど、最後のA4資料を御覧ください。

はじめに四角囲みの下にございます、高濃度が予想される場合の注意喚起（参考）でございます。最初の丸にございますとおり注意喚起につきましては、PM2.5の平均濃度が国の暫定指針値70を超えると予測される場合に行うこととしておりまして、日平均濃度の予測につきましては、国の指針に従い、午前5時から7時までの平均値による朝と、午前5時から12時までの平均値による昼の2段階で判断しております。

また、黄砂が観測された際の府独自の取り組みといたしまして、气象台から黄砂情報が発表された場合、PM2.5の濃度が上昇する可能性がございますため、注意喚起とは別に府民の皆様にお知らせすることとしており、これにつきましては、先月5月30日と31日に初めて実施したところでございます。

これら注意喚起等につきましては、防災情報メールでの配信やホームページへの掲載などで周知を行っております。

上の四角囲みの中を御覧いただきまして、府域では先日25日の昼ごろからPM2.5の濃度が上昇し、26日の朝7時の段階で大阪市地域の値が朝の判断基準85をわずかに下回る濃度であったため、朝の注意喚起は行いませんでしたが、今後昼の判断基準80を超える

可能性が高いと考えられましたことから、あらかじめ情報提供しておく必要があると判断し、10時の時点で報道提供等を行いました。

その後、昼の12時には同じく大阪市地域で昼の判断基準80を超えましたことから、府としては初めての注意喚起を行い、防災情報メール等により周知いたしました。

府民の方からは、お住まいの近くの濃度の状況、防災情報メールの登録方法など多数のお問い合わせをいただきましたが、その常時監視のホームページには通常の約100倍のアクセスがあり、PM2.5についての府民の皆様の関心の高さを改めて痛感いたしました。

当日は、結果といたしまして、日平均値が暫定値70を超過した一般環境局が1局あったほか、府域全域で高濃度が観測されましたが、PM2.5における健康被害については幸い報告を受けておりません。

なお、25日から27日にかけては、日本各地でPM2.5の濃度が上昇し、26日には大阪府を含む10府県で注意喚起がなされたところでございます。

次に、2の今後の対応でございますが、注意喚起の際にはより幅広く府民にお伝えするよう努めますとともに、注意喚起の判断精度の向上のため今年度測定機をさらに5局増設する予定にしております。

また、PM2.5の濃度の低減を図るため、粒子状物質PMの排出抑制を着実に推進してまいります。

今後とも、府民の安全・安心を確保するため、正確な注意喚起や排出抑制の推進に努めてまいりますので、委員の先生方には御指導のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

**奥野会長** この件に関しまして、何か発言ございますか。

2月26日にこういうことが起こったということでございますが、これからもきつい監視していただかなければいけないと思いますが、よろしいでしょうか。

**吉田委員** 私、これ議会で何回か質問してるんです。中華人民共和国が、全くこのことについて気にしていないではないんでしょうけども、よくテレビでニュースに流れてるように、要は空気がむちゃくちゃ汚い、環境に対する対応をやってない。日本としては放っておけないことになって、偏西風でざっと飛んできて、黄砂の問題もあって、PM2.5も例外ではなくて。

中国が領土問題とかいろんなことで騒ぎますけど、実は環境の問題については対策が

できていないから、気づいている側が頑張らんとしようがないかなと思う部分もあるんですけど。しかし、全人類を救うという観点でいけば、技術は日本が持っているわけですから、やっぱり何かやっていく必要もあるだろうということは思います。

これは国として捉えてやっていかなあかんことも多々あって、当然、大阪府のみならず、日本全体としての問題として捉えてやることはやっていくべきかなと思うので。国の働きかけも、我々も議会は議会としてしますけど、また大阪府として、全体として、できるだけ早い形をとっていくかなと思います。

**奥野会長**      こちらのほうからも先生に、よろしく申し上げますと言わないといけない。日本でこうやって頑張っているということですけど、皆様御存じのようにこういうことが起こってるわけですから、我々の問題として、先生にもよろしくお願ひしたいと。国にも働きかけたりとか、そういうこともあると思いますので。

ほかに、御発言ございませんですか。

もしなければ、ぴったり3時ですけど、用意していただいている議題は終わりでございますので、御協力ありがとうございました。

事務局にお返しして、御挨拶を。

**司会（岡野課長補佐）**      ありがとうございました。

閉会にあたりまして、環境政策監の竹柴から一言申し上げます。

**竹柴政策監**      環境政策監の竹柴でございます。

長時間にわたりまして熱心に御審議を賜りまして、本当にありがとうございました。

本日は、3つの案件につきまして諮問させていただきましたが、自然環境保全条例に基づく緑地環境保全地域の指定につきましては、本日で答申をいただきました。誠にありがとうございます。今後できるだけ早期に保全地域の指定を行いますように手続を進めてまいります。

また、諮問させていただいたうちの2件につきましては、専門部会で御議論いただくこととなりますから、誠に恐縮ですが、今後、短期間に集中的に御議論いただくということをお願いすることになるかと思ひます。よろしくお願ひいたします。

本日、いただきました貴重な御意見・御提言を踏まえまして、今後、環境行政に取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後とも御支援・御協力のほど、よろしくお願ひ申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

**奥野会長** それでは、どうもありがとうございました。

**司会（岡野課長補佐）** 本日予定しておりましたものは以上でございます。

冒頭にも申し上げましたけれども、委員の皆様には、お名前をお書きいただきました出席確認票、お席の上に置いたままお帰りいただきますよう、お願いいたします。

審議会を終了いたします。ありがとうございました。